四　カジノ事業者が行う施設の賃貸に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）
五　前各号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約
2　前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。
（認可の申請）
第九十六条　カジノ事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。
一　相手方の氏名又は名称及び住所並びに相手方が法人であるときは、その代表者の氏名
二　相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所
三　相手方において当該申請に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所
四　当該契約の概要
2　前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　前条第一項の認可を受けようとする契約の契約書
二　相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
三　相手方が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類
（認可の基準等）
第九十七条　カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請があったときは、当該申請に係る契約が第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
2　カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請について、相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。
（認可の取消し）
第九十八条　カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可をした契約について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。
一　偽りその他不正の手段により第九十五条第一項の認可を受けたこと。
二　第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合していないこと。
三　相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当していること。
（契約の届出）
第九十九条　カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
一　第九十五条第一項各号に掲げる契約以外の契約であって、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの
二　第九十五条第一項各号及び前号に掲げる契約以外の契約であって、一年以内に再度同一の相手方と締結するもの
（再委託契約に係る許諾の認可）
第百条　カジノ事業者は、第九十三条第三項に規定する再委託に係る契約（その更新又は変更を含む。次項及び次条において同じ。）の許諾をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。
2　前項の認可を受けないで許諾をした再委託に係る契約は、その効力を生じない。
（許諾の認可の基準等）
第百一条　カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請があったときは、当該申請に係る再委託に係る契約が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一　再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること。
二　再委託に係る契約の相手方において当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。
三　再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。
四　出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
五　当該再委託に係る契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。
2　カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請について、再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。
一　第九十四条第二号イからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者
二　再委託に係る契約の相手方の当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人のうちに第九十四条第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者
三　出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第九十四条第二号イからニまでに掲げる者のいずれかに該当する者がある者
3　第九十六条及び第九十八条の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条第二項第二号及び第九十八条第三号中「第九十四条第二号イからトまで」とあるのは「第百一条第二項各号」と、同条第二号中「第九十四条第一号イからトまで」とあるのは「第百一条第一項各号」と読み替えるものとする。
（契約に係る規定の遵守のための措置）
第百二条　カジノ事業者は、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施
二　第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための行為準則の作成
三　第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任
四　前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置
2　第六十八条第三項及び第七十二条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第百二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第七款　犯罪による収益の移転防止のための措置

（取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置）
第百三条　カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法第十一条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置（同条に規定する取引時確認等の措置をいう。）並びに次条各項の措置、第百五条の規定による表示及び第百九条第一項の規定による届出（以下この章において「取引時確認等の措置等」という。）を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程（第四十条第一項の申請書に添付されたもの（第五十六条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に限る。次項において同じ。）に従って、犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施
二　取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備（取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。）